

表浜海岸利用について

注 意 事 項

- (1) 公有地であり、原則販売などの営利行為はできません。
- (2) 侵食海岸であり、原則土砂の採取は禁止されています。
- (3) 砂浜への車両の乗り入れは禁止されています。
- (4) アカウミガメの上陸産卵期間（5月から10月）は、夜間利用はしないでください。
- (5) 津波や高波、台風などの悪天候時は利用しないでください。
- (6) 他の海岸利用者、漁業関係者、周辺住民に騒音などの迷惑をかけないように注意してください。
- (7) 事故等が発生した場合やトラブルになった場合は、利用者の責任で対応してください。
- (8) 海岸内の漁具（船等）や砂浜、植物、海岸施設（消波堤等）、コミュニティ施設（休憩所、展望台、駐車場、トイレ等）を損傷せずに適正に利用してください。施設等を破損した場合は利用者において、原形復旧していただきます。
- (9) 利用後は清掃し、ゴミの持ち帰りなどを行ってください。
- (10) 利用者や第三者への安全対策を行ってください。
- (11) 火災や火傷の危険があるため、直火や施設を痛める器具は利用しないでください。
- (12) 消波堤はコンクリートブロックが積み上げられており、隙間や金具の突起などがあり危険です。また、周辺では砂が突然陥没することがあるため、近づかないでください。
- (13) 手洗場や洗面所の水は飲料水として利用しないでください。
- (14) 管理者用通路は海岸管理者が点検や維持などをするために設けられた通路です。通路での事故や車両の故障等については、利用者の責任で対応してください。